有価証券報告書の適正性に関する確認書

2020年3月30日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地　東京都中央区銀座六丁目8番7号
会　社　名　フロンティア不動産投資法人
（コード番号：8964）
代表者の役職　執行役員
氏名（署名）岩藤 孝雄

本投資法人の執行役員である岩藤孝雄は、本投資法人の2019年7月1日から2019年12月31日までの第31期計算期間の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由等は下記のとおりです。

記

1．本投資法人の仕組みについて

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は投信法の定めにより、資産の運用に係る業務等を三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に、資産保管業務、機関の運営に関する一般事務及び投資主名簿管理等に係る一般事務を三井住友信託銀行株式会社に、会計事務等に係る一般事務を令和アカウンティング・ホールディングス株式会社（以下「一般事務受託者」といいます）にそれぞれ委託しております。なお、投資主名簿管理等に係る一般事務のうち特別口座に記録された投資口についての手続きは三菱UFJ信託銀行株式会社に委託しております。

また、本投資法人の会計監査法人は、EY新日本有限責任監査法人です。

2．有価証券報告書作成プロセス及び作成にかかる体制

本投資法人は資産運用委託契約に基づき資産運用会社に有価証券報告書の作成業務を委託しております。資産運用会社では職務責任権限規程及び情報開示規程に基づき財務部が主管部署となり一般事務受託者から提出される会計帳簿等に基づき計算書類等をとりまとめるとともに、投資運用部、企画・管理部、コンプライアンス部の各部から重要な開示情報を受領し、これらの情報をもとに有価証券報告書の原案を作成します。

有価証券報告書の原案は資産運用会社各部の代表者によるチェックの後、共同情報取扱責任者・財務部門責任者である財務部長が最終案をとりまとめ、代表取締役社長の決定を経て、本投

資法人に提出されます。

本投資法人の執行役員である私は、資産運用会社から有価証券報告書の内容及び作成プロセスの説明を受け、その承認を行ったうえで、開示を実行します。

３．不実の記載がないと認識するに至った理由

私が当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識するに至った理由は以下のとおりです。

- 有価証券報告書の記載事項に関して、金融商品取引法及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等に照らした適法性について、アンダーソン・毛利・友常法律事務所からチェック及び確認を受けています。
- 有価証券報告書の財務諸表部分について、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人より金融商品取引法第193条の2に基づく監査報告書を受領しています。
- 税務に関する事項はEY税理士法人によるチェック及び確認を受けています。
- 資産運用会社において情報開示規程に基づき法定開示、適時開示の開示体制が整備され、これらの情報開示について執行役員である私の承認を得ています。また、重要な事項については、本投資法人の役員会に適切に報告されていることを確認しています。
- 資産運用会社から本投資法人の役員会に対し、本投資法人の事業運営に係る重要事項について定期的に付議又は報告が行われていることを確認しています。

以上